

(その1)

個人県民税賦課状況報告書

山梨県総合県税事務所長 殿

年 月 日

山梨県県税条例第25条第1項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

印

区分	当該年度の課税額				前年度課税分で当該年度の収入額となるべき課税額(エ)	当該年度課税分で翌年度の収入額となるべき課税額(オ)	当該年度の収入額となるべき課税額の合計額(カ)+(エ)-(オ) (キ)
	普通徴収分(ア)	特別徴収分(イ)	計(ア)+(イ) (イ)	(イ)			
市町村民税	均等割額	円	円	円	/	/	/
	所得割額						
	計 ①						
県民税	均等割額				/	/	/
	所得割額						
	計 ②						
合計 ①+② ③							(B)
森林環境税(国税) ④							(C)
合計 ③+④ ⑤							(D)
納税義務者数	均等割額のみ	人	人	人	/	/	/
	所得割額のみ						
	均等割額と所得割額の						
	計						
あん分率(県民税) $\frac{(A)}{(D)}$				0.			
あん分率(県民税(令和5年度以前賦課決定分)) $\frac{(A)}{(B)}$				0.			
あん分率(森林環境税(国税)) $\frac{(C)}{(D)}$				0.			
備考				作成者氏名	印		

- 注1 この報告書は、分離課税分を除いたものについて作成し、6月30日までに提出すること。
- 2 「前年度課税分で当該年度の収入額となるべき課税額(エ)」欄は、前年度課税した特別徴収税額のうち当該年度の収入額(当該年度の4月及び5月の月割分)となるべき課税額を記入すること。
- 3 「当該年度課税分で翌年度の収入額となるべき課税額(オ)」欄は、当該年度課税した特別徴収税額(当該年度の課税額欄の特別徴収分(イ)欄の額)のうち翌年度の収入額(翌年度の4月及び5月の月割分)となるべき課税額を記入すること。
- 4 あん分率は、小数点以下9位まで算出し、9位を四捨五入して8位とすること。
- 5 「納税義務者数」欄は、一の納税義務者について普通徴収と特別徴収の双方がある場合であつても、納税義務者の数は1とすること。この場合においては、「普通徴収分(ア)」欄又は「特別徴収分(イ)」欄のうち、主たる徴収方法の欄に記載すること。

第四十一号様式を次のように改める。

第41号様式（第20条関係）

（その1）

個人県民税賦課確定状況報告書（現年課税分）

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

市町村長

印

山梨県県税条例第25条第3項の規定により、次のとおり報告します。

区分	当該年度の課税額			前年度課税分で当該年度の収入額となるべき課税額 (エ)	当該年度課税分で翌年度の収入額となるべき課税額 (オ)	当該年度の収入額となるべき課税額の合計額 (イ)+(エ)-(オ) (ハ)
	普通徴収分 (ア)	特別徴収分 (イ)	計 (ア)+(イ) (ウ)			
市町村民税	均等割額	円	円	円	円	円
	所得割額					
	計 ①					
	①のうち分離課税による所得割額					
県民税	均等割額					
	所得割額					
	計 ②					
	②のうち分離課税による所得割額					(A)
合計 ①+② ③					(B)	
森林環境税（国税） ④					(C)	
合計 ③+④ ⑤					(D)	
賦課状況報告書の県民税額 ⑥						
賦課状況報告書の森林環境税（国税）額 ⑦						
県民税額の差引増減額 ②-⑥						
森林環境税（国税）の差引増減額 ④-⑦						
納税義務者数	均等割額のみの方	人	人	人	あん分率（県民税） $\frac{(A)}{(D)}$	0.
	所得割額のみの方				あん分率（県民税（令和5年度以前賦課決定分）） $\frac{(A)}{(B)}$	0.
	均等割額と所得割額の者					
	計 ⑧				あん分率（森林環境税（国税）） $\frac{(C)}{(D)}$	0.
	⑧のうち分離課税による者					
備考				作成者氏名		印

- 注 1 この報告書は、3月31日現在で作成し、4月30日までに提出すること。
- 2 「前年度課税分で当該年度の収入額となるべき課税額(エ)」欄は、前年度課税した特別徴収税額のうち当該年度の収入額（当該年度の4月及び5月の月割分）となるべき課税額を記入すること。
- 3 「当該年度課税分で翌年度の収入額となるべき課税額(オ)」欄は、当該年度課税した特別徴収税額（当該年度の課税額欄の特別徴収分(イ)欄の額）のうち翌年度の収入額（翌年度の4月及び5月の月割分）となるべき課税額を記入すること。
- 4 「賦課状況報告書の県民税額⑥」欄は、当該年度の賦課状況報告書（第40号様式（その1））のうち「県民税計②」欄に記入した数字を記入すること。
- 5 「賦課状況報告書の森林環境税（国税）額⑦」欄は、当該年度の賦課状況報告書（第40号様式（その1））のうち「森林環境税（国税）④」欄に記入した数字を記入すること。
- 6 「差引増減額」欄は、減の場合は朱記すること。
- 7 あん分率は、小数点以下9位まで算出し、9位を四捨五入して8位とすること。
- 8 分離課税による所得割額欄は、退職所得に係る分離課税分を記入すること。
- 9 県民税に100円未満の端数があるときは切り捨て、切り捨てた端数は市町村民税に合算すること。
- 10 「納税義務者数」欄の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
- 一の納税義務者について、普通徴収と特別徴収の双方がある場合であっても、納税義務者の数は1とすること。この場合においては、「普通徴収分(ア)」欄又は「特別徴収分(イ)」欄のうち、主たる徴収方法の欄に記載すること。
 - 一の納税義務者について、山梨県県税条例第25条第1項に規定する賦課状況の報告後、徴収方法の変更（特別徴収から普通徴収への切替え等）をした場合であっても、納税義務者の数は1とすること。この場合においては、「普通徴収分(ア)」欄又は「特別徴収分(イ)」欄のうち、3月31日現在の徴収方法の欄に記載すること。

(その2)

個人県民税賦課確定状況報告書（滞納繰越分）

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

市町村長

印

山梨県県税条例第25条第3項の規定により、次のとおり報告します。

区分	滞納繰越額			政令第57条の4の2の規定に基づく調整による増減額	当該年度確定滞納額	あん分率（県民税）	0.
	繰越額	賦課変更等による増減額	計			あん分率（県民税（令和5年度以前賦課決定分））	0.
年度別						あん分率（森林環境税（国税））	0.
						備考	
年度分	県民税						
	市町村民税						
	森林環境税（国税）						
	計						
年度分	県民税						
	市町村民税						
	森林環境税（国税）						
	計						
年度分	県民税						
	市町村民税						
	森林環境税（国税）						
	計						
年度分	県民税						
	市町村民税						
	森林環境税（国税）						
	計						
合計	県民税						
	市町村民税						
	森林環境税（国税）						
	計						

注1 この報告書は、3月31日現在のものを4月30日までに提出すること。

2 増減額欄は、減の場合は朱記のこと。

3 「政令第57条の4の2の規定に基づく調整による増減額」欄は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）附則第4条による改正前の地方税法施行令第8条の規定に基づく調整による増減がある場合にあっては、当該増減の額を記入すること。

(山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年山梨県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一号中「母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第二十二條に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十条の二第一項のことも家庭センター」に、「同条第二項第五号」を「母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第二十二條第一項第五号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第五十三條の二第一項第一号の改正規定及び第三十号様式の改正規定並びに第二条の規定 令和六年四月一日

二 第一条中第二十二條の十二第四号の改正規定 令和七年四月一日
(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の山梨県税条例施行規則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、第一条の規定による改正後の山梨県税条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定に基づいて提出された書類とみなす。

4 新規則第四十一号様式の規定は、令和六年四月一日以後の個人の県民税の賦課状況に關してする報告について適用し、同日前の個人の県民税の賦課状況に關してする報告については、なお従前の例による。